

平木正洋大阪高等裁判所長官就任記者会見実施要領

1 日時

令和5年5月26日（金）午後2時から午後2時30分まで
（午後1時20分開場。最大延長午後2時45分まで）

2 場所

第一会議室（本館11階）

3 高裁列席者

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 事務局長（司会） | 松 永 栄 治 |
| (2) 事務局総務課長 | 大 西 千 流 |
| (3) 同課長補佐 | 霧 嶋 勝 治 |
| (4) 同広報係長 | 北 田 新 平 |

4 配席

別紙第1のとおり（司法記者の着席位置は自由。ただし、代表質問を行う幹事社を除く。）

5 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社が代表して質問し、その後、各社が個別質問を行う。

その他の進行方法については、別紙第2のとおり

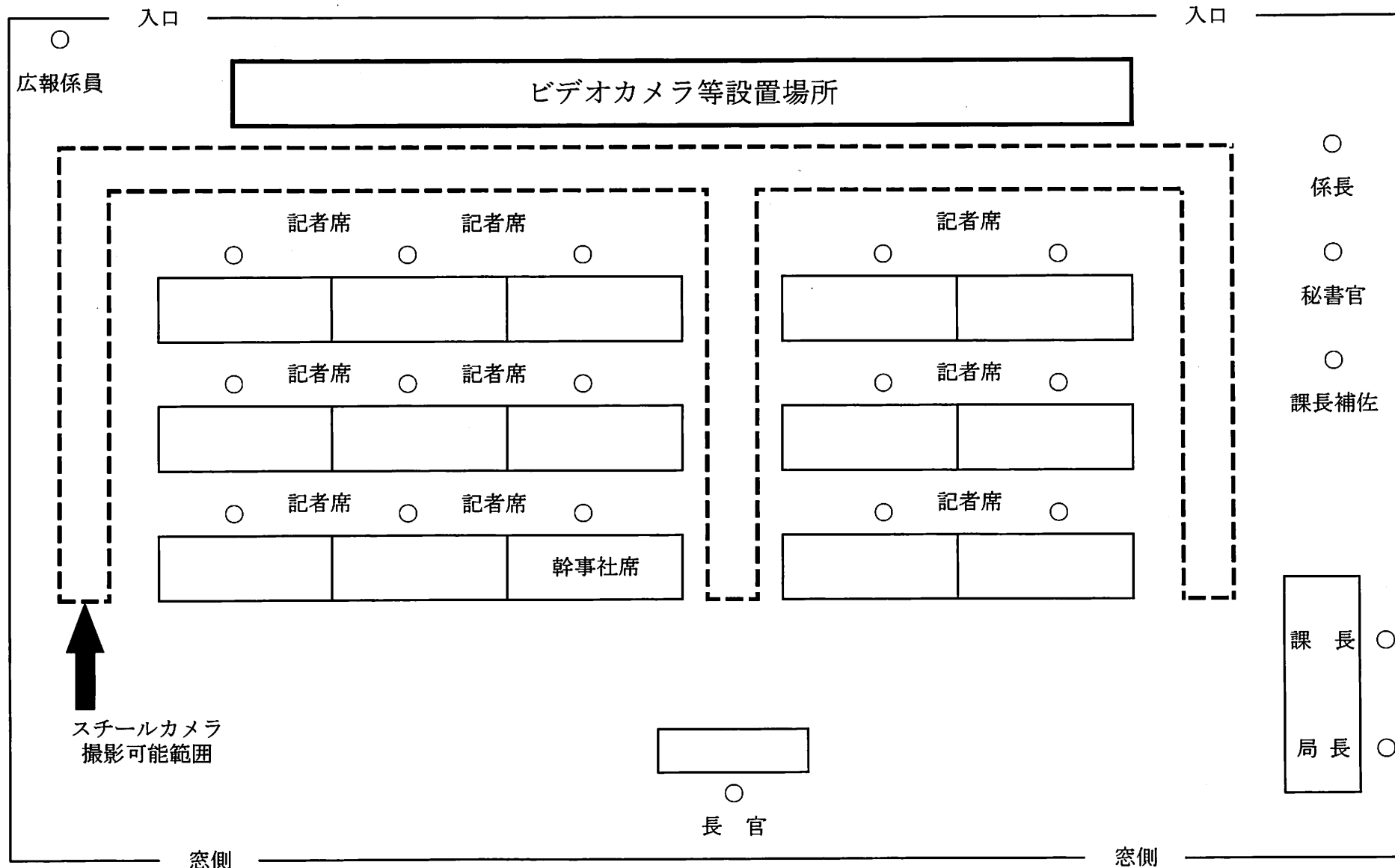
6 記者会見における撮影等

- (1) 長官が着席してから、幹事社による代表質問が終了するまでの間、各社によるカメラ撮影を許可する（撮影位置は別紙第1のとおり）。
- (2) 代表質問終了後、全ての撮影スタッフは係員の誘導に従って退室する。
- (3) 撮影の間（代表質問終了までの間）は、録音することができる。

(別紙第1)

R5.5.26 本館 1 1 階第一会議室

【機密性2】



(別紙第 2)

午後 1 時 5 0 分

広報係長から記者会見要領の説明

午後 2 時

撮影	
(1) 長官入室	不可
(2) (長官着席後) 広報係長から撮影開始の合図	可
(3) (司会による進行) 記者会見開始	
(4) 代表質問開始	
(5) (代表質問終了後) 広報係長から撮影終了の合図 ・ 撮影スタッフは退室する。	不可
(6) 個別質問開始	

午後 2 時 3 0 分 (最大延長午後 2 時 4 5 分まで)

記者会見終了

ひらきまさひろ
平木正洋大阪高等裁判所長官就任記者会見司会等要領

午後1時50分（長官、局長、課長の入室前に会見要領の説明）

【広報係長】

まもなく、平木正洋（ひらき まさひろ）大阪高等裁判所長官の就任記者会見を行います。本日の進行については、先に書面でお知らせしたとおりですが、会見に先立ち、改めて説明させていただきます。

長官が入室し、着席しましたら、私から撮影開始の合図をしますので、それ以降、カメラ撮影及び録音を始めていただいて結構です。

会見開始後、司会者の進行に基づき、まず、平木長官からご挨拶をさせていただきます。

続いて、事前に提出された質問事項について、幹事社である毎日新聞社から代表して質問をお願いします。幹事社による代表質問が終了するまでの間は、ビデオカメラは記者席後列の後方から、スチールカメラは記者席後列の後方、記者席側方又は記者席中央通路から撮影していただいて差し支えありませんが、記者席前列の机より前での撮影はご遠慮ください。なお、記者の方が、自席からスチールカメラで撮影することも差し支えありません。

代表質問終了後、私から合図をしますので、カメラ撮影及び録音は終了し、全ての撮影スタッフの退室をお願いします。

会見時間は30分程度を予定していますが、代表質問後、時間の範囲内で各社から個別にご質問をお受けします。撮影スタッフ退室の後、司会の進行によりお受けしますので、社名とお名前を告げていただいた上で、ご質問をお願いします。

最後に、音響設備の都合上、マイクご使用の都度、ON/OFF を切り替え

それでは、大阪司法記者クラブを代表して毎日新聞社の■■■■記者からのご質問をお受けします。

(代表質問開始)

(代表質問終了)

【広報係長】

ここで、カメラ撮影及び録音を終了するとともに、全ての撮影スタッフは退室願います。

□ 第一会議室の係員が撮影スタッフの退室を誘導する。

【局長（司会者）】

(撮影スタッフ退室後) 続きまして、各社からの質問をお受けします。適宜挙手していただき、指名の後、社名とお名前をおっしゃってから質問願います。

(個別質問開始)

※ 記者からの質問数が多い場合は、最大15分程度（終了時刻午後2時45分まで）延長する。

【局長（司会者）】

他にございませんか。

時間の都合もありますので、質問は、あと1つ、2つとさせていただきます。

では、最後の質問とさせていただきます。

令和 5 年 5 月 1 日

大阪司法記者クラブ加盟社 御中

大阪高等裁判所事務局長 松 永 栄 治

平木正洋大阪高等裁判所長官の就任記者会見について

標記の記者会見を下記の要領で行いますので、貴社から出席される記者の氏名及び撮影スタッフの同行の有無（同行が有る場合は、その人数）を、5月9日（火）までに、幹事社において取りまとめの上、総務課広報係までお知らせください。

記

1 日時

令和 5 年 5 月 2 6 日（金）午後 2 時から午後 2 時 3 0 分まで

（午後 1 時 2 0 分開場。広報係長から事前説明を行いますので、午後 1 時 5 0 分までにお集まりください。）

2 場所

第一会議室（本館 1 1 階）

3 配席等

別紙第 1 のとおり（着席位置は自由。ただし、代表質問を行う幹事社を除く。）

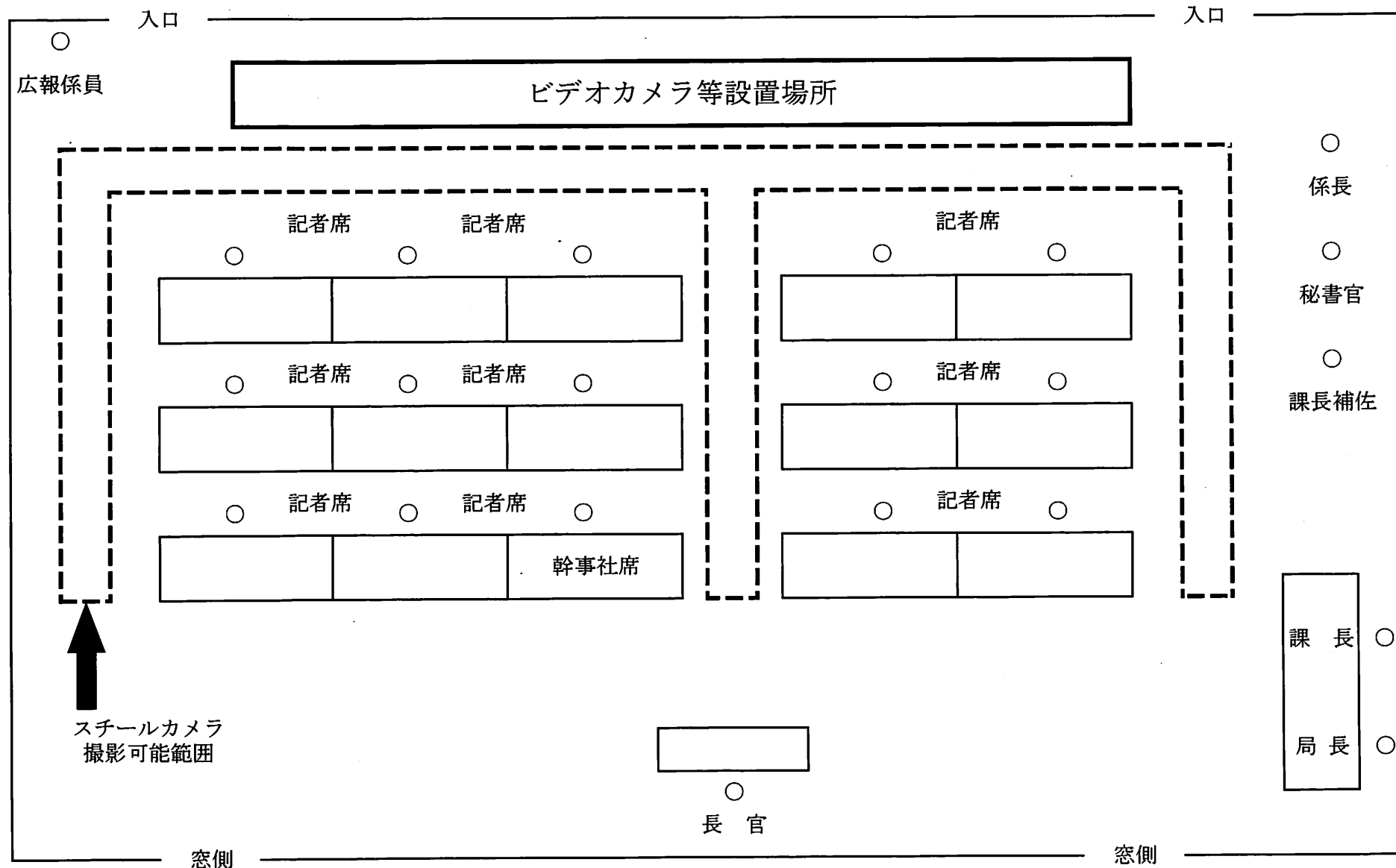
なお、会場の都合上、出席者については各社 1 人まで、撮影スタッフについては、新聞・通信各社は 1 人まで、テレビ各社は 2 人までとする。

4 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社が代表して質問し、その後、各社が個別質問を行う。

(別紙第1)

R5.5.26 本館11階第一会議室



(別紙第2)

午後1時50分

広報係長から記者会見要領の説明

午後2時

撮影	
(1) 長官入室	不可
(2) (長官着席後) 広報係長から撮影開始の合図	可
(3) (司会による進行) 記者会見開始	
(4) 代表質問開始	
(5) (代表質問終了後) 広報係長から撮影終了の合図 ・ 撮影スタッフは退室する。	不可
(6) 個別質問開始	

午後2時30分(最大延長午後2時45分まで)

記者会見終了

平木正洋 大阪高等裁判所長官略歴

氏 名 ひら き まさ ひろ
平 木 正 洋

生年月日 昭和36年4月3日

出身地 兵庫県

昭和59年10月	司法試験合格
60年 3月	東京大学法学部卒業
60年 4月	司法修習生（39期 修習地 神戸）
62年 4月	東京地方裁判所判事補
平成 4年 4月	外務省北米局北米第二課外務事務官
4年 7月	在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官
6年 8月	東京地方裁判所判事補
9年 4月	佐賀地方・家庭裁判所判事補
11年 5月	佐賀地方・家庭裁判所判事
12年 4月	最高裁判所調査官
17年 4月	東京地方裁判所判事
19年 8月	最高裁判所刑事局参事官
22年 2月	東京地方裁判所判事
23年 4月	最高裁判所情報政策課長
25年 4月	東京地方裁判所判事 部総括
27年 3月	最高裁判所刑事局長兼最高裁判所図書館長
30年 1月	前橋地方裁判所長
31年 4月	東京高等裁判所判事 部総括
令和 3年10月	東京地方裁判所長
5年 4月	大阪高等裁判所長官

【関与した裁判】

- 1 裁判年月日等： 東京地判平成 7.11.13
事 件 名： 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
出 典： 判例時報 1 5 6 9 号 1 4 8 頁、判例秘書、D1-Law.com 判例体系
- 2 裁判年月日等： 東京高判令和 3.3.23
事 件 名： わいせつ略取誘拐、強制わいせつ致死、殺人、死
体遺棄被告事件
出 典： 判例タイムズ 1 4 9 9 号 1 0 3 頁、判例秘書、D1-Law.com 判例体系

【著書・論文等】

(執筆者の一人として関与)

- 1 標 題： 裁判官から見た当事者の尋問技術について (『これからの
刑事司法の在り方』 池田修先生 前田雅英先生退職記念
論文集)
出 版： 弘文堂 (2020 年 7 月)
- 2 標 題： 因果関係 (『裁判員裁判時代の刑事裁判』)
出 版： 成文堂 (2015 年 5 月)
- 3 標 題： 裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方 (司
法研究報告書)
出 版： 司法研修所 (2008 年 3 月)



大阪高裁総務課広報係御中

大阪高裁長官の就任記者会見（５月２６日午後２時から）の幹事社質問

幹事社・毎日新聞、NHK

表題の件について幹事社の質問事項になります。問い合わせは幹事社・毎日新聞までお願いいたします。

（１）改正民事訴訟法が成立して１年が経ちました。民事裁判手続きのIT化が進み、遠方当事者の負担軽減などにつながった一方、ウェブ会議では当事者の感情を把握しづらいという懸念やIT格差が起こるとの指摘もありました。裁判官・裁判所としてIT化のメリットや今後の改善点についてどのようにお考えですか。

（２）神戸連続児童殺傷事件の記録破棄を発端に、重大少年事件の記録が各地の裁判所で破棄されていた問題が判明しました。２０１９年にも民事裁判の記録の破棄が問題になりましたが、裁判記録の保存の意義や、今後の取り扱いについてお考えを聞かせてください。

（３）２０２３年以降、１８、１９歳が裁判員に選ばれることになりました。成人に比べて知識や経験が少ないことを不安視する声もありますが、若い世代に期待している感覚や経験はありますか。また、若い世代の参加率を高めるため、裁判所としてどのような啓発・広報活動に取り組むお考えですか。

（４）改正少年法で１８、１９歳は特定少年と位置づけられ、家庭裁判所が検察官送致する対象事件が拡大されるとともに従来より刑事裁判で審理される可能性が高くなりました。特定少年の事件を審理する上での注意点や裁判官に求められる心構えなどがあれば教えてください。

（５）傍聴席でのパソコンの使用を認めるかどうかは裁判長の判断に委ねられているのが現状のようですが、長官はどのようにお考えですか。一部では認められている裁判所もあるようですが、正確で分かりやすい報道という観点からも届出制など一定の条件を設定するなどして、今後、傍聴席でのパソコンの使用を認めていくというお考えはありますか。

（６）過去にご自身が担当した事件で印象に残っている事件やその理由を教えてください。

（７）大阪の印象について教えてください。また、休日はどのように過ごしていますか。高裁管内で訪れたい場所がありますか。